七一・一七	身辺用模造細貨類	ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項からの変更を除く。）	
第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）			
第七二類			
七二・〇一	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
七二・〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	ＷＯ	
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項から第七二・〇三項までの各項からの変更を除く。）	
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項から第七二・〇三項までの各項からの変更を除く。）	
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項から第七二・〇三項までの各項からの変更を除く。）	
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項から第七二・〇三項までの各項からの変更を除く。）	
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項から第七二・〇三項までの各項からの変更を除く。）	
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項から第七二・〇三項又は第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）	

七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項から第七二・〇三項又は第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）	
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・一三項から第七二・一五項までの各項からの変更を除く。）	
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・一九・三一号から第七二・一九・九〇号までの各号からの変更を除く。）	
第七三類			
七三・〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	
七三・〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍叉、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各項からの変更を除く。）	
七三・〇三	七三〇三・〇〇	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	
七三・〇四	鋳鉄製の管及び中空の形材	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・一一項までの各項からの変更を除く。）	
七三・〇五	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・一一項までの各項からの変更を除く。）	
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項からの各項からの変更を除く。）	
七三〇六・一一	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	